

保医発0327第7号
令和2年3月27日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項について」の一部改正について

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項については、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項について」(平成20年3月21日付け保医発第0321001号。以下「当通知」という。)により取り扱われているところであるが、今般、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第57号)が告示され、同告示の「B001-7リンパ浮腫指導管理料」が令和2年4月1日より適用されることから、当通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1 当通知の1を次のように改める。

鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫又は原発性の四肢のリンパ浮腫

○「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給における留意事項について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
1 支給対象となる疾病 <u>鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫又は原発性の四肢のリンパ浮腫</u>	1 支給対象となる疾病 <u>リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍(悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍)の術後に発生する四肢のリンパ浮腫</u>

2 当通知の別紙様式を次の様式のように改める。なお、当分の間、従来の様式を使用できることとする。

(参考) 別紙様式の変更内容

- 「（悪性腫瘍の術後・原発性）」の区分の追加
- 「生年月日」欄の「明・大・昭・平」を「明・大・昭・平・令」に変更
- 「手術年月日」欄について、「手術年月日」を「手術等年月日」に変更し、「昭・平」を「昭・平・令」に変更
- 「手術の区分」欄の追加
- 「装着指示日」欄の追加
- 「弾性着衣等の種類」欄の記載内容の一部修正
- 装着指示書の作成年月日「令和 年 月 日」の追加
- 「※記載上の注意」の項番2の内容の変更及び項番3の追加